

答 申 第 4 1 号  
平成 27 年 2 月 3 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三 様

情報公開・個人情報保護審議会  
会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る異議申立てに対する決定に  
ついて（答申）

平成 26 年 4 月 23 日付け諮問第 10 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記  
のことについて、別紙のとおり答申します。

記

昭和 60 年 6 月 21 日付け神整公工第 22 号で温泉掘削許可書を返納するとある  
が、その結果、掘削地点はどうなったのか、埋め戻し等の指示は出したのかが  
分かる文書

## 答 申

### 第 1 審議会の結論

本件事案において、兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が非公開とした決定は妥当である。

### 第 2 諮問経緯・対象公文書の特定

#### 1 公文書の公開請求

平成 26 年 3 月 3 日、異議申立人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求した。

#### 2 実施機関の決定

平成 26 年 3 月 11 日、実施機関は、公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書非公開決定通知書を送付した。

#### 3 異議申立て

平成 26 年 3 月 26 日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行った（以下「本件異議申立て」という。）。

#### 4 異議申立ての対象公文書

本件異議申立ての対象公文書は、次のとおりである（以下「本件対象公文書」という。）。

昭和 60 年 6 月 21 日付け神整公工第 22 号で温泉掘削許可書を返納するとあるが、その結果、掘削地点はどうなったのか、埋め戻し等の指示は出したのかが分かる文書

#### 5 諮問

平成 26 年 4 月 23 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、兵庫県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件異議申立てに対する決定について諮問した。

### 第 3 異議申立人の主張要旨

## 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消して、本件対象公文書を公開することを求める。

## 2 異議申立ての理由

異議申立書、意見書及び意見陳述において述べられた本件異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

(1) 神戸市長から神整公工第 22 号で温泉掘削許可書の返納許可願が出て、それを受理して許可しておきながら、返納許可に関する文書がないとは、素直に受け入れることはできない。文書がないということは、神整公工第 22 号に対する回答は公文書ではなく口頭でしたことになるが、それも疑問であり信じることはできない。神整公工第 22 号は温泉掘削許可書を返納する代わりに井戸を温泉として認めてもらいたいという趣旨であるが、それに対する回答文書がないはずがない。

(2) 昭和 60 年 6 月 21 日付け神整公工第 22 号には、「(3) 今回たまたま温泉掘削許可地点外で、温泉として有望な湧水がえられた。しあわせの村としては、大変望ましいことであり、ぜひこれの利用を図りたく、このたびの申請に及んだものである。(4) 今回の地点での温泉掘削が許可になれば、昭和 58 年 8 月 15 日付兵庫県指令薬第 363 号による許可書（昭和 59 年 8 月 14 日付薬第 373 号及び昭和 60 年 4 月 1 日付薬第 31 号で期限延期認可）については、返納することとしたい。」と記載されている。この公文書は「しあわせの村建設事業(造成工事の記録 1)」の記載内容からすれば、事実と全く違うデタラメである。

このような虚偽の公文書を神戸市長が出し、虚偽と認識しながら兵庫県知事が許可したことは行政上大問題である。県知事は狡猾にも証拠を残さぬよう神戸市長の公文書の回答は文書ではなく口頭でしている。だから情報公開しても該当文書はないと開き直っているだけである。

## 第 4 実施機関の説明要旨

意見書及び意見陳述において述べられた非公開理由等は、次のとおり要約される。

### 1 温泉掘削許可書の返納について

許可書の返納は、許可を受けた事業者が温泉掘削工事を自らの意思により実施しないという場合に行われるものであり、それによって、許可が失効するという効果が生じる。許可書の返納にあたっては、通常、温泉掘削許可書の返納届（任意の様式）及び許可書の提出を受けるものだが、当時

の本庁文書取扱規程（現：文書管理規則）により、「通知、申請、届出、進達等の文書で重要なもの」は保存期間が5年と定められている。

昭和60年7月31日付けで、神戸市都市整備公社（以下「整備公社」という。）から、温泉掘削許可書（昭和59年8月14日付け薬第373号）の返納届が提出されたとの記録が残っているが、当該返納届は届出のあった年度の最終日から5年以上を経過しているため、廃棄している。

なお、現在、温泉法第8条で温泉掘削工事の廃止届が規定されており、許可書の返納といった手続は存在しない。

## 2 本件公文書の不存在について

### (1) 温泉掘削許可書の返納のあった掘削地点の確認について

工事を廃止するため返納届が出てきたものに対しては法令上、許可のあった掘削地点を確認する義務はない。

したがって、掘削地点を確認した書類は存在しない。

### (2) 埋め戻しの指示について

昭和59年8月14日付け薬第373号で許可した掘削地点において、整備公社は掘削工事を行わず、許可書を返納している。

掘削をしていない地点に対して埋め戻しの指示を行うことはできないので、指示した記録はない。

## 3 本件処分について

以上のとおり、実施機関では本件公文書を保有していないため、条例第10条第2項の規定に基づき、公文書不存在による非公開決定を行ったものである。

## 第5 審議会の判断

審議会は、異議申立人の主張、実施機関の説明及び審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

### 1 温泉掘削許可書の返納について

許可書の返納届は、当時の本庁文書取扱規程により、保存期間が5年と定められていた。整備公社からは、昭和60年7月31日付けで、温泉掘削許可書の返納届が提出されており、届出のあった年度の最終日から5年以上を経過しているため、当該返納届は廃棄しているとする実施機関の説明は、特段不合理なものとはいえない。

### 2 本件対象公文書の存否について

仮に、本件対象公文書が当時作成又は取得されていたとしても、それは温泉掘削許可書返納に伴う調査又は指示に関する文書であり、当該返納届

が保存期間の経過により廃棄された後も、本件対象公文書だけがなお保存されているとは考え難い。

以上により、本件対象公文書は保有していないという実施機関の主張は是認できるものであり、実施機関が「公文書の不存在」を理由として、条例第10条第2項に基づき、非公開決定を行ったことは妥当であると考えられる。

### 3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 26 年 4 月 23 日	・ 諮問書の受領
平成 26 年 5 月 9 日	・ 実施機関から意見書を受領
平成 26 年 5 月 23 日	・ 異議申立人から意見書を受領
平成 26 年 7 月 4 日 第 2 部会 (第 28 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 26 年 8 月 18 日 第 2 部会 (第 29 回)	・ 異議申立人から意見聴取 ・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 26 年 10 月 29 日 第 2 部会 (第 31 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 26 年 12 月 22 日 第 2 部会 (第 33 回)	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 27 年 1 月 27 日 第 2 部会 (第 34 回)	・ 審議
平成 27 年 2 月 3 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 2 部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 桜 間 裕 章

委 員 前 田 雅 子

委 員 中 西 一 人 (平成 26 年 10 月 30 日まで)

委 員 正 木 靖 子 (平成 26 年 10 月 30 日まで)

委 員 後 藤 玲 子 (平成 26 年 11 月 1 日から)

委 員 福 井 義 三 (平成 26 年 11 月 1 日から)